

# 四半期報告書

(第8期第2四半期)

自 平成24年7月1日

至 平成24年9月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第8期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）

# 四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

# 目 次

頁

## 四半期報告書

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【事業等のリスク】 .....	6
2 【経営上の重要な契約等】 .....	7
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	9
第3 【提出会社の状況】 .....	37
1 【株式等の状況】 .....	37
2 【役員の状況】 .....	47
第4 【経理の状況】 .....	48
1 【中間連結財務諸表】 .....	49
2 【その他】 .....	108
3 【中間財務諸表】 .....	109
4 【その他】 .....	119
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	120

## 中間監査報告書

## 確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月29日

【四半期会計期間】 第8期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 武 田 明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 武 田 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成22年度	平成23年度
		(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,369,479	2,671,205	2,357,952	4,528,933	4,951,095
連結経常利益	百万円	542,053	958,644	570,048	646,432	1,471,991
連結中間純利益	百万円	356,775	696,091	290,484	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	583,079	981,331
連結中間包括利益	百万円	177,199	818,223	325,026	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△37,079	1,310,584
連結純資産額	百万円	11,331,965	11,334,750	11,866,909	10,814,425	11,675,784
連結総資産額	百万円	206,380,869	215,947,173	218,641,177	206,227,081	218,861,616
1株当たり純資産額	円	617.45	652.17	690.51	604.58	678.24
1株当たり中間純利益金額	円	24.59	48.58	19.89	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	39.94	68.09
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	24.52	48.51	19.84	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	39.88	67.93
自己資本比率	%	4.42	4.45	4.65	4.33	4.56
連結自己資本比率 (第一基準)	%	15.24	15.42	14.30	14.89	14.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,631,120	3,518,177	△352,313	10,495,808	7,585,524
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△8,091,496	△3,541,612	864,273	△8,587,988	△7,514,157
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△838,084	△470,084	△846,360	△948,646	△468,710
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	3,745,817	4,411,607	4,149,838	4,919,083	4,486,753
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	84,980 (29,400)	85,405 (26,300)	84,926 (26,300)	85,123 (28,700)	83,491 (26,100)

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。  
3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。  
4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。  
5 平均臨時従業員数は、百人未満を四捨五入して記載しております。  
また、平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。  
6 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

- 7 平成22年度中間連結会計期間の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び平成22年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日改正)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日改正)を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	百万円	224,237	160,243	108,377	413,611	272,114
経常利益	百万円	202,029	140,065	92,560	369,982	234,840
中間純利益	百万円	191,048	143,043	92,722	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	344,931	238,437
資本金	百万円	2,137,439	2,138,483	2,139,378	2,137,476	2,138,487
発行済株式総数	株	普通株式 14,150,766,520 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,154,508,220 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,158,585,720 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,150,894,620 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,154,534,220 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000
純資産額	百万円	8,544,355	8,681,208	8,683,099	8,612,722	8,667,823
総資産額	百万円	10,865,924	10,936,373	10,884,175	10,991,515	10,918,957
1株当たり中間純利益金額	円	12.86	9.47	5.91	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	23.10	15.57
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	12.85	9.46	5.90	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	23.08	15.56
1株当たり配当額	円	普通株式 6.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 6.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 6.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 12.00 第1回第五種 優先株式 115.00 第十一種 優先株式 5.30	普通株式 12.00 第1回第五種 優先株式 115.00 第十一種 優先株式 5.30
自己資本比率	%	78.57	79.31	79.70	78.29	79.31
従業員数	人	1,005	987	1,073	1,001	987

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第6期中の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び第6期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日改正)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日改正)を適用し、遡及処理をしております。

## 2 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社211社及び持分法適用関連会社57社で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード・貸金業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結累計期間におけるセグメント情報の区分に係る主要な関係会社の異動もございません。

なお、当社は、平成24年7月1日に市場連結事業本部を新たに設置し、同本部に市場企画部を新設いたしました。また、同日、国際連結事業本部に、欧州統括部と、その部内室として欧州リスク統括室を新設するとともに、米国ガバナンス統括部を米国統括部と改称し、その部内室として米国リスク統括室を新設いたしました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものではありません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

### (1) 子会社からの借入

当社は、当初平成17年7月1日に実施した旧三菱証券株式会社(現在の三菱UFJ証券ホールディングス株式会社)の株式取得に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成24年6月19日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	228,498,188,490円
借入金額	228,498,188,490円
借入日(継続日)	平成24年9月28日
借入期日	平成24年12月28日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものであります。

当社は、当初平成20年9月25日に実施した三菱UFJニコス株式会社に対する出資に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成24年6月19日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	238,500,000,000円
借入金額	238,500,000,000円
借入日(継続日)	平成24年9月28日
借入期日	平成24年12月28日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものであります。

当社は、当初平成20年10月14日に実施したモルガン・スタンレーに対する出資に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成23年8月31日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 9,000,000,000.00
借入金額	① US\$4,475,741,914.60 ② 344,811,157,100円
借入日(継続日)	平成24年7月19日
借入期日	平成24年10月19日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保であります。また、外貨建てについては証書貸付形式、円貨建てについては当座貸越形式であります。

取締役会決議日	平成24年9月28日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 9,000,000,000.00
借入金額	① US\$4,475,741,914.60 ② 344,811,157,100円
借入日(継続日)	平成24年10月19日
借入期日	平成25年1月18日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保であります。また、外貨建てについては証書貸付形式、円貨建てについては当座貸越形式であります。

当社は、当初平成20年10月27日に実施したアコム株式会社に対する出資に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成24年6月19日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	152,500,000,000円
借入金額	150,733,829,530円
借入日(継続日)	平成24年9月28日
借入期日	平成24年12月28日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものであります。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

#### (1) 業績等の概要

##### ①金融経済環境

当中間連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外では欧州債務問題に端を発する経済への悪影響が欧州から域外各国に広がりました。欧州ではユーロ圏を中心に、緊縮財政の継続、金融市場の混乱、域内銀行の金融機能低下など様々な要因から、実体経済が下押しされマイナス成長に陥りました。米国においては、欧州の影響に加えて国内住宅市場での構造調整圧力なども根強く残り、低めの経済成長率に止まりました。また、アジア諸国などでも欧州経済軟化の影響から輸出が大きく減速し、全体の経済成長率が鈍化しております。こうしたなか、我が国経済は震災復旧・復興需要を支えに回復基調を辿ってきましたが、足元にかけては欧州向け、アジア向け輸出の減速が顕著となっており、エコカー補助金などの政策効果の弱まりとあわせて、成長率が押し下げられております。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は米国や英国で過去最低の水準が維持され、ユーロ圏では7月に一段の利下げが実施されました。あわせて、米国やユーロ圏の中央銀行は追加的な資産買入策を決定しました。その他でも中国など、利下げに踏み切るところが増えてきております。我が国においては、日本銀行が実質ゼロ金利政策を維持した上で、4月と9月には資産買入等基金の増額を決定しました。こうしたなか、短期市場金利は引き続き低水準で推移し、長期市場金利は一段と低下して1%を割り込んできました。また、平成24年度に入って以降、欧州債務問題の深刻化や海外景気の減速などを背景に、円相場は円高基調となっており、株価については軟調のまま推移しました。

当社グループは、当社の銀行子会社を含むパネル行が各種銀行間指標金利の算出機関に提示した内容等を調査している各国の政府当局から、情報提供命令等を受けております。当社グループは、これらの調査に対して協力を行い、独自の調査等を実施しております。

また、上記に関連して、当社グループは、他のパネル行とともに、米国におけるクラスアクションを含む、複数の民事訴訟の被告となっております。

## ②経営方針

当社グループでは、グループとしてどのような使命を持ち、どのような姿を目指すのかを明確にし、お客さま・社会の期待に一丸となって応えていくための共通の旗印として、以下の経営ビジョンを制定しております。当社グループ役員は、「信頼・信用」、「プロフェッショナリズムとチームワーク」、「成長と挑戦」の3つの価値観を共有し、「世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ」を目指してまいります。

### [経営ビジョン]

#### 私たちの使命

いかなる時代にあっても決して揺らぐことなく、常に世界から信頼される存在であること。  
時代の潮流をとらえ、真摯にお客さまと向き合い、その期待を超えるクオリティで応え続けること。  
長期的な視点で、お客さまと末永い関係を築き、共に持続的な成長を実現すること。  
そして、日本と世界の健全な発展を支える責任を胸に、社会の確かな礎となること。  
それが、私たちの使命です。

#### 中長期的にめざす姿

##### 世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ

1. お客さまの期待を超えるクオリティを、グループ全員の力で
2. お客さま・社会を支え続ける、揺るぎない存在に
3. 世界に選ばれる、アジアを代表する金融グループへ

#### 共有すべき価値観

1. 「信頼・信用」
2. 「プロフェッショナリズムとチームワーク」
3. 「成長と挑戦」

当社グループでは、平成24年度からの3年間を計画の期間とする中期経営計画を策定しております。中期経営計画の基本方針は以下のとおりです。

- ① グローバルベースでの総合金融力の拡充
- ② 再生・再創造に取り組む本邦市場への貢献
- ③ グローバルでトップクラスの資本力・リスク管理力の発揮

少子高齢化やグローバリゼーションなど国内・海外で社会・経済構造の変化が進むなか、国際的な金融規制が強化されるなど、金融機関を取り巻く環境は大きく変化しております。中期経営計画では、これらの変化に着実に対応し、強固な事業基盤を有する国内にしっかりと軸足を置きつつ、グローバルベースでの総合金融サービス力の一段の向上と、財務・経営基盤の一層の強化を通じて、日本そして世界のお客さまの信頼と期待に応えてまいります。

### ③当中間連結会計期間の業績

当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間の連結業務粗利益は、国内預貸金収益や市場運用利息、コンシューマー・ファイナンス子会社における資金利益が減少した一方、海外貸出収益やセールス&トレーディング収益の伸張及び国債等債券関係損益の増加により、前中間連結会計期間比417億円増加し、1兆8,316億円となりました。

営業費は、引き続きグループ全体で経費削減に取り組む一方、海外事業強化などコア施策への積極的な資源投入を行った結果、前中間連結会計期間比242億円増加の1兆144億円となりました。

与信関係費用総額は、引当金の増加により、前中間連結会計期間比336億円悪化いたしました。一方、株式等関係損益も、株式等償却の増加を背景に、前中間連結会計期間比767億円の悪化となりました。

また、持分法による投資損益が大幅に減少した結果、経常利益は前中間連結会計期間比3,885億円減少の5,700億円、中間純利益は前中間連結会計期間比4,056億円減少の2,904億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度比2,204億円減少して218兆6,411億円、純資産は前連結会計年度比1,911億円増加して11兆8,669億円となりました。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、貸出金が前連結会計年度比1,884億円増加して84兆6,811億円、有価証券が前連結会計年度比9,879億円減少して77兆2,768億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度比2,966億円増加して125兆858億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度比0.09ポイント上昇し、1.87%となりました。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(第一基準)は、前連結会計年度末比0.60ポイント低下し、14.30%となりました。

当中間連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前中間連結 会計期間 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前中間連結 会計期間比 (B-A)
連結業務粗利益	17,898	18,315	417
(信託勘定償却前連結業務粗利益)	(17,898)	(18,316)	(417)
資金利益	9,078	8,762	△315
信託報酬	492	460	△32
役務取引等利益	4,740	4,724	△16
特定取引利益	973	1,339	365
その他業務利益	2,613	3,029	415
うち国債等債券関係損益	2,215	2,752	536
営業費	9,901	10,144	242
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前)	7,997	8,171	174
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	—	176	176
連結業務純益	7,997	8,348	351
臨時損益(△は費用)	1,589	△2,647	△4,237
与信関係費用	△820	△1,085	△264
貸出金償却	△832	△643	188
個別貸倒引当金繰入額	—	△430	△430
その他の与信関係費用	11	△12	△23
貸倒引当金戻入益	170	—	△170
偶発損失引当金戻入益(与信関連)	47	17	△30
償却債権取立益	316	269	△47
株式等関係損益	△967	△1,735	△767
株式等売却益	256	225	△30
株式等売却損	△151	△92	59
株式等償却	△1,072	△1,868	△796
持分法による投資損益	3,216	274	△2,942
その他の臨時損益	△372	△387	△14
経常利益	9,586	5,700	△3,885
特別損益	44	△269	△314
うち持分変動損失	—	△232	△232
税金等調整前中間純利益	9,630	5,430	△4,200
法人税、住民税及び事業税	1,167	390	△777
法人税等調整額	925	1,557	631
法人税等合計	2,093	1,947	△146
少数株主損益調整前中間純利益	7,537	3,483	△4,054
少数株主利益	576	578	1
中間純利益	6,960	2,904	△4,056

与信関係費用総額(△は費用) *	△286	△622	△336
------------------	------	------	------

\* 与信関係費用総額(△は費用) = 信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内) + 一般貸倒引当金繰入額 + 与信関係費用(臨時損益内) + 貸倒引当金戻入益 + 偶発損失引当金戻入益(与信関連) + 償却債権取立益

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合算を示しております。

(i)貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、国内店及び国内子会社において減少したものの、海外店及び海外子会社における増加がこれを上回り、前連結会計年度比1,883億円増加して84兆8,284億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
貸出金残高(含む信託勘定)	846,400	848,284	1,883
うち国内店 (除くグループ銀行の持株会社宛貸出金)	632,172	631,768	△404
うち住宅ローン	168,660	166,916	△1,743
うち海外店	149,879	150,509	629
うち国内子会社(アコム)	9,226	8,646	△579
うち国内子会社(三菱UFJニコス)	5,514	4,963	△551
うち海外子会社 (ユニオンバンク・コーポレーション)	40,994	42,451	1,457

<参考> 金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度比0.09ポイント上昇し、1.87%となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,071	1,125	53
危険債権	9,175	9,915	740
要管理債権	5,574	5,469	△104
開示債権合計(A)	15,821	16,511	689
総与信合計(B)	889,716	882,004	△7,712
開示債権比率(A)／(B)	1.77%	1.87%	0.09%

(ii)預金(2行合算)

預金(2行合算)は、国内法人預金その他が減少した一方、国内個人預金が増加し、前連結会計年度比4,354億円増加して119兆929億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
預金	1,186,574	1,190,929	4,354
うち国内個人預金	658,443	664,811	6,367
うち国内法人預金その他	419,609	416,362	△3,246
うち海外店	105,071	105,008	△62

\*譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(iii) 有価証券含み損益(その他有価証券評価差額)

国内債券及び外国債券等その他の含み益が拡大しましたが、国内株式の含み益が大幅に減少したことから、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度比1,324億円減少して6,996億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
有価証券含み損益	8,320	6,996	△1,324
国内株式	3,217	615	△2,601
国内債券	2,175	2,639	464
その他	2,928	3,740	812

[セグメント別の状況]

当第2四半期連結累計期間における報告セグメントの利益は、(株)三菱東京UFJ銀行で前年同期比983億円減少して2,275億円、三菱UFJ信託銀行(株)で前年同期比69億円減少して407億円、三菱UFJ証券ホールディングス(株)で前年同期比16億円増加して180億円、消費者金融ファイナンス子会社で前年同期比17億円減少して403億円となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支・信託報酬・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は国内が1兆6,111億円で前年同期比683億円の減益、海外が4,553億円で前年同期比309億円の増益となり、合計では1兆8,315億円で前年同期比417億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	868,397	280,946	241,534	907,810
	当第2四半期連結累計期間	751,090	295,067	169,866	876,291
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	1,050,594	430,171	319,701	1,161,064
	当第2四半期連結累計期間	916,188	450,927	242,386	1,124,729
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	182,197	149,224	78,166	253,254
	当第2四半期連結累計期間	165,097	155,859	72,520	248,437
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	47,228	5,531	3,476	49,282
	当第2四半期連結累計期間	44,966	4,557	3,458	46,066
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	444,567	85,618	56,138	474,047
	当第2四半期連結累計期間	431,951	91,572	51,116	472,408
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	569,930	98,092	111,113	556,909
	当第2四半期連結累計期間	552,596	105,187	103,744	554,040
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	125,363	12,474	54,975	82,862
	当第2四半期連結累計期間	120,645	13,614	52,627	81,631
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	100,534	21,886	25,063	97,357
	当第2四半期連結累計期間	114,857	35,462	16,401	133,918
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	100,534	29,008	32,185	97,357
	当第2四半期連結累計期間	115,532	56,304	37,918	133,918
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	7,122	7,122	—
	当第2四半期連結累計期間	675	20,841	21,516	—
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	218,830	30,486	△12,071	261,387
	当第2四半期連結累計期間	268,310	28,735	△5,866	302,912
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	339,202	49,941	14,152	374,991
	当第2四半期連結累計期間	346,119	70,734	31,396	385,458
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	120,372	19,455	26,223	113,604
	当第2四半期連結累計期間	77,809	41,999	37,262	82,546

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が5,525億円で前年同期比173億円の減収、役務取引等費用が1,206億円で前年同期比47億円減少した結果、役務取引等収支では、前年同期比126億円減少して4,319億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が1,051億円で前年同期比70億円の増収、役務取引等費用が136億円で前年同期比11億円増加した結果、役務取引等収支では、前年同期比59億円増加して915億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では前年同期比16億円減少して4,724億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	569,930	98,092	111,113	556,909
	当第2四半期連結累計期間	552,596	105,187	103,744	554,040
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	77,205	4,986	1,091	81,100
	当第2四半期連結累計期間	74,734	3,892	1,005	77,621
うちその他 商業銀行業務	前第2四半期連結累計期間	107,927	66,369	15,087	159,209
	当第2四半期連結累計期間	108,327	71,352	16,025	163,654
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	37,889	—	2,368	35,521
	当第2四半期連結累計期間	39,105	—	2,422	36,682
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	50,606	5,239	18,271	37,574
	当第2四半期連結累計期間	47,358	6,255	16,865	36,748
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	59,864	7,609	5,343	62,130
	当第2四半期連結累計期間	55,468	10,249	5,083	60,634
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	125,363	12,474	54,975	82,862
	当第2四半期連結累計期間	120,645	13,614	52,627	81,631
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	16,636	729	251	17,115
	当第2四半期連結累計期間	17,008	874	185	17,698

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間の国内の特定取引は、特定取引収益が1,155億円で前年同期比149億円の増収、特定取引費用が6億円で前年同期比6億円増加した結果、特定取引収支では、前年同期比143億円増加して1,148億円となりました。海外の特定取引は、特定取引収益が563億円で前年同期比272億円の増収、特定取引費用が208億円で前年同期比137億円増加した結果、特定取引収支では、前年同期比135億円増加して354億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比365億円増加して1,339億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	100,534	29,008	32,185	97,357
	当第2四半期連結累計期間	115,532	56,304	37,918	133,918
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	44,092	2,082	7,422	38,752
	当第2四半期連結累計期間	53,513	3,176	20,512	36,176
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	1,675	△1,055	36	583
	当第2四半期連結累計期間	1,639	△146	381	1,111
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	51,541	27,981	23,587	55,935
	当第2四半期連結累計期間	58,263	48,960	16,740	90,484
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	3,224	—	1,139	2,085
	当第2四半期連結累計期間	2,116	4,313	283	6,146
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	7,122	7,122	—
	当第2四半期連結累計期間	675	20,841	21,516	—
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	4,698	4,698	—
	当第2四半期連結累計期間	—	20,851	20,851	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	36	36	—
	当第2四半期連結累計期間	391	△10	381	—
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	—	1,866	1,866	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	519	519	—
	当第2四半期連結累計期間	283	—	283	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	105,958,289	17,085,666	1,461,416	121,582,539
	当第2四半期連結会計期間	108,602,552	17,896,710	1,413,386	125,085,876
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	61,691,641	6,435,067	329,784	67,796,924
	当第2四半期連結会計期間	64,009,934	7,289,609	281,348	71,018,195
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	39,477,170	10,524,362	1,123,420	48,878,112
	当第2四半期連結会計期間	39,634,325	10,442,629	737,848	49,339,106
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,789,477	126,237	8,211	4,907,502
	当第2四半期連結会計期間	4,958,291	164,471	394,188	4,728,574
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	5,781,862	5,126,281	727,650	10,180,494
	当第2四半期連結会計期間	5,331,719	7,895,873	421,300	12,806,292
総合計	前第2四半期連結会計期間	111,740,152	22,211,947	2,189,066	131,763,033
	当第2四半期連結会計期間	113,934,271	25,792,583	1,834,686	137,892,169

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	61,533,425	100.00	63,748,038	100.00
製造業	9,147,366	14.87	9,182,540	14.40
建設業	1,014,204	1.65	917,520	1.44
卸売業、小売業	6,192,873	10.06	6,342,229	9.95
金融業、保険業	4,617,981	7.50	4,784,594	7.51
不動産業、物品賃貸業	10,707,226	17.40	10,414,627	16.34
各種サービス業	2,978,198	4.84	2,952,311	4.63
その他	26,875,575	43.68	29,154,214	45.73
海外及び特別国際金融取引勘定分	17,978,010	100.00	20,933,078	100.00
政府等	445,418	2.48	447,284	2.14
金融機関	3,111,587	17.31	4,214,253	20.13
その他	14,421,005	80.21	16,271,541	77.73
合計	79,511,436	—	84,681,117	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成23年9月30日は粗利益配分手法を、平成24年9月30日は先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,138,483	2,139,378
	うち非累積的永久優先株	195,000	195,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	2,175,299	2,176,193
	利益剰余金	5,406,969	5,798,936
	自己株式(△)	6,533	6,540
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	93,896	93,920
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△337,349	△430,728
	新株予約権	6,872	7,850
	連結子法人等の少数株主持分	1,721,128	1,707,582
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	1,231,792	1,204,396
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	430,209	408,518
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	45,048	44,857
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	14,062	13,167
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△)	50,642	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)	10,471,012	10,832,208
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	10,471,012	10,832,208	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	724,392	696,996	

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	147,581	264,354
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	146,382	144,115
	一般貸倒引当金	128,840	98,156
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	85,527
	負債性資本調達手段等	3,353,765	2,676,559
	うち永久劣後債務(注3)	197,984	154,179
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	3,155,781	2,522,380
	計	3,776,569	3,268,713
	うち自己資本への算入額 (B)	3,776,569	3,268,713
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	1,862,840	1,782,492
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	12,384,741	12,318,428
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	59,269,910	53,026,754
	オフ・バランス取引等項目	12,695,025	11,856,020
	信用リスク・アセットの額 (F)	71,964,936	64,882,774
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	1,851,995	2,191,196
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	148,159	175,295
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	6,459,974	4,952,687
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	516,797	396,214
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	14,091,243
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	80,276,907	86,117,902
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)		15.42%	14.30%
(参考)Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)		13.04%	12.57%

- (注) 1 平成23年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は588,512百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,094,202百万円であります。  
また、平成24年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は315,241百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,166,441百万円であります。
- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。  
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること  
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社8社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

	[1]
① 発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 2 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 3 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 4 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 5 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 6 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 7 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 7 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 8 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 8 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 8 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

## (2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引受入担保金の減少などにより、前第2四半期連結累計期間比3兆8,704億円支出が増加して、3,523億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比4兆4,058億円収入が増加して、8,642億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比3,762億円支出が増加して、8,463億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前第2四半期連結会計期間末比2,617億円減少して4兆1,498億円となりました。

### (3) 事業部門別収益

当中間連結会計期間の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりであります。

#### [各事業部門の主な担当業務]

リテール連結事業本部	: 国内の個人に対する金融サービスの提供
法人連結事業本部	: 国内の企業に対する金融サービスの提供
国際連結事業本部	: 海外の企業に対する金融サービスの提供
受託財産連結事業本部	: 企業年金、公的年金、公的資金、投資信託等の各種資金に関する資産運用・管理サービスの提供
市場部門	: 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理
UNBC	: UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A.を子会社として保有する持株会社)

	リテール 連結事業 本部 (億円)	法人 連結事業 本部 (億円)	国際 連結事業 本部 (億円)	うちUNBC (億円)	受託財産 連結事業 本部 (億円)	市場部門 (億円)	その他部門 (億円)	合計 (億円)
	業務粗利益	5,869	4,215	3,222	1,308	670	4,609	156
経費等	4,529	2,183	2,043	920	433	651	892	10,730
営業純益(注)	1,340	2,033	1,179	388	237	3,958	△736	8,011

(注) 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。  
社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

### (4) 対処すべき課題

平成24年度は、中期経営計画の初年度として、計画の達成に向けて各種戦略などを早期に立ち上げ、効果発現につなげる年と位置付けております。

一段の利益成長を実現し、株主還元の実現が図れるよう、以下を重点課題として取り組んでまいります。

#### (成長戦略の推進)

リテール部門では、お客さまのライフステージに合わせて資産運用、相続・不動産、借入れなどの様々なニーズにお応えする商品を提供してまいります。

法人部門では、グループ会社間の協働によりCIB(Corporate & Investment Banking)\*<sup>1</sup>戦略、及び年金・不動産・証券代行などの信託関連業務戦略を強力に推進し、お客さまにとってのベストソリューションを提供します。

国際部門では、成長期待の高いアジアを中心にネットワークの更なる充実を図るとともに、グループ会社間や地域間の連携強化、モルガン・スタンレーとの提携を通じたCIB戦略の推進などを通じて、ビジネスの拡大とプレゼンスの向上を目指します。

受託財産部門では、グループ内の連携や商品開発の強化を通じて受託残高の増強を図るとともに、グローバルな運用機関としてのプレゼンスの向上にも努めます。

市場部門では、平成24年7月に市場連結事業本部を設置し、セールス・アンド・トレーディング業務\*<sup>2</sup>におけるグループ会社間や地域間の連携強化を通じて、お客さまのニーズに総合的かつグローバル

に対応できる体制を整備します。

本邦随一のグループ力を結集し、グループ会社間、リテール・法人部門間、国内・海外部門間の3つの協働強化を通じて、引き続き収益力の強化を図ってまいります。

- \*1 預金・貸出などの通常の法人向け銀行業務とM&Aアドバイスなどの投資銀行業務を一体的にとらえた、企業価値向上提案業務の総称
- \*2 株式・債券・デリバティブ等の金融商品をお客さまへ提供するセールス業務と、市場リスクを銀行間取引や取引所で売買するトレーディング業務の総称

#### (経営管理・経営基盤の強化)

成長戦略と表裏一体をなす経営管理・経営基盤の強化についても、しっかりと進めてまいります。

経営管理の強化では、海外事業の拡大にあわせ、日本に加え、海外の地域ガバナンス態勢強化に取り組みます。

自己資本規制強化を始めとする世界的な金融規制強化の動きについても的確な対応に努め、資本の有効活用を含めた自己資本の適切な管理・運営に取り組んでまいります。

経営基盤の強化については、グループ会社間のシナジーの発揮による事務品質の向上、システム・ITインフラの高度化を進めてまいります。

#### (CSR経営の推進・ブランドの強化)

MUFGならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営を実践してまいります。

当社グループのCSR活動は、「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをCSR活動の重点領域と定めています。「地球環境問題への対応」では、グループ各社の持つ金融機能を活かし、環境負荷低減に資する商品・サービスの提供に努めてまいります。「次世代社会の担い手育成」では、地域・社会の一員として、従業員参加型の社会貢献活動を中心に取り組んでまいります。

東日本大震災への対応につきましても、被災地の皆さまのお役に立てるよう、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。当社グループは、米国政府と米国の非営利公益法人・米日カウンシルが主導する日米交流事業(TOMODACHI Initiative)に参画し、被災地と米国の生徒・教職員が相互に交流を促進する3年間の「TOMODACHI・MUFG国際交流プログラム」を立ち上げました。また、三菱東京UFJ銀行では、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟と共同で「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」を創設し、中長期的な復興支援に取り組んでいます。

当社グループでは、経営ビジョンのもと、役職員一丸となり、「信頼・信用」、「プロフェッショナルリズムとチームワーク」、「成長と挑戦」を大切に実践していくことで、広く社会の皆さまから共感・支持をいただけるMUFGブランドの維持・向上に努めてまいります。

当社グループでは、成長戦略の推進、経営管理・経営基盤の強化、CSR経営の推進・ブランドの強化などの取り組みを通じて、株主価値の増大を図ってまいります。

(5) 主要な設備

①当第2四半期連結累計期間に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

a. 新設

株式会社三菱東京UFJ銀行が伝票等の電子化による営業店・センター事務の自動化・効率化を計画しております。投資予定金額は133億円で、平成27年2月の完了を予定しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第十一種優先株式	1,000
計	33,920,001,000

(注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。

2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月29日) (注)1	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,158,585,720	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内 容に制限のない、標 準となる株式 (注)3 (注)4
第1回第五種優先 株式	156,000,000	同左	—	(注)3 (注)5
第十一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,000	同左	—	(注)2 (注)3 (注)6
計	14,314,586,720	同左	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成24年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(1) 第十一種優先株式には取得価額の下方修正条項が付されており、普通株式の株価の下落により第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合には、これにより当該優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加します。ただし、提出日現在の取得価額は、下記(3)に記載の下限取得価額である865円90銭であるため、以後取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することはありません。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準

毎年7月15日(決定日)に終了する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)

② 修正の頻度

1年に1度(平成18年8月1日以降平成25年8月1日までの毎年8月1日)

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限

865円90銭

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限1,160株(提出日現在の普通株式の発行済株式総数の0.00%)

(4) 当社の決定による第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

(5) 第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

3 財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として普通株式及び複数の種類の優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び優先株式のそれぞれにつき100株であります。

4 議決権を有しております。

5 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

- (2) 優先中間配当金  
中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中間配当金を支払う。
  - (3) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。
  - (4) 優先順位  
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。
  - (5) 取得条項  
当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
  - (6) 議決権  
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。
  - (7) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等  
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。
- 6 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
    - ① 優先配当金  
毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
    - ② 非累積条項  
ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
    - ③ 非参加条項  
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
  - (2) 優先中間配当金  
中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。
  - (3) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。
  - (4) 優先順位  
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。
  - (5) 議決権  
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。
  - (6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等  
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。
  - (7) 取得請求
    - ① 取得を請求することができる期間  
本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成21年12月25日付で取得価額及び下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 865円90銭

調整後下限取得価額 865円90銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月28日
新株予約権の数(個)	83,736
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,373,600
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日～平成54年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	① 発行価格 1株当たり332円 ② 資本組入額 1株当たり166円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の取締役、執行役員又はシニアフェローの地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役、執行役員又はシニアフェローのいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	<p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容 に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従っ て決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会 社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使 価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交 付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり 1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使 することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発 生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権 を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増 加する資本金及び資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会 社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決 定する。</p>
--	--

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
2. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につ  
き同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満  
の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力  
発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主  
総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を  
株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適  
用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に  
準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整すること  
ができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予  
約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに  
通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1  
項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、  
これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本  
金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合  
は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)  
は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに  
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること  
又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを  
設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日(注)	2,008,100	14,314,586,720	448	2,139,378	448	2,139,392

(注) 新株予約権(ストックオプション)の行使によるものであります。

## (6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	882,087,100	6.16
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	658,402,500	4.59
SSBT OD05 OMNIB US ACCOUNT - TR EATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	375,815,350	2.62
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	311,322,953	2.17
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	263,407,100	1.84
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	227,776,694	1.59
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	175,000,000	1.22
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	171,725,472	1.19
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	171,185,671	1.19
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	166,065,641	1.16
計		3,402,788,481	23.77

(注) 1 ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダ  
ーズは、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人でありませ

2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成24年4月19日付で関東財務局長に提出された大量保  
有報告書(変更報告書)により、平成24年4月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりま  
すが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の  
状況には含めておりませ

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	668,077,300	4.67
三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	30,943,500	0.22
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	68,964,800	0.48
計		767,985,600	5.37

なお、所有株式に係る議決権数の多い上位10名は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,820,871	6.24
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6,584,025	4.65
SSBT OD05 OMNIB US ACCOUNT - TR EATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA  (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	3,758,153	2.65
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,713,229	1.92
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,634,071	1.86
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A.  (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,277,766	1.61
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,750,000	1.23
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND  (東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,717,254	1.21
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	1,660,656	1.17
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,492,631	1.05
計		33,408,656	23.64

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ  
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第五種優先株式 156,000,000 第十一種優先株式 1,000	— —	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載 しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 121,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 24,173,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,128,942,100	141,289,421	—
単元未満株式	普通株式 5,349,120	—	—
発行済株式総数	14,314,586,720	—	—
総株主の議決権	—	141,289,421	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式21,300株(議決権213個)及び実質的に所有していない子会社名義の株式27,900株(議決権279個)が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	121,500	—	121,500	0.00
(相互保有株式) アコム株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	12,197,200	—	12,197,200	0.08
モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番3号	10,544,700	—	10,544,700	0.07
三菱UFJ証券ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	616,700	—	616,700	0.00
株式会社大正銀行	大阪府中央区今橋 二丁目5番8号	494,400	—	494,400	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷 三丁目33番5号	285,000	—	285,000	0.00
アイ・アール債権回収 株式会社	東京都千代田区麹町 三丁目4番地	35,000	—	35,000	0.00
計	—	24,294,500	—	24,294,500	0.16

(注) 株主名簿上は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社株式累積投資口、三菱UFJ証券株式会社(平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)、三菱UFJニコス株式会社及びUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更、三菱UFJ証券株式会社は、平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が、それぞれ25,600株、900株、800株及び600株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	大 歳 卓 麻	平成24年8月30日

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※7 9,036,116	※7 9,592,463
コールローン及び買入手形	347,930	544,585
買現先勘定	※2 4,552,860	※2 4,754,272
債券貸借取引支払保証金	※2 3,256,655	※2 3,360,726
買入金銭債権	※7 2,954,838	※7 2,987,146
特定取引資産	※7 16,768,713	※7 18,649,247
金銭の信託	395,352	375,495
有価証券	※1, ※7, ※15 78,264,735	※1, ※7, ※15 77,276,825
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 84,492,697	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 84,681,117
外国為替	※2 1,480,083	※2 1,311,133
その他資産	※7 8,004,949	※7 6,107,837
有形固定資産	※9, ※10 1,343,909	※9, ※10 1,352,163
無形固定資産	※13 1,023,834	※13 1,009,510
繰延税金資産	522,886	391,357
支払承諾見返	7,539,826	7,337,583
貸倒引当金	△1,123,773	△1,090,289
資産の部合計	218,861,616	218,641,177
<b>負債の部</b>		
預金	※7 124,789,252	※7 125,085,876
譲渡性預金	12,980,617	12,806,292
コールマネー及び売渡手形	※7 2,809,618	※7 3,561,698
売現先勘定	※7 13,585,846	※7 14,214,631
債券貸借取引受入担保金	※7 4,978,915	※7 4,012,219
コマーシャル・ペーパー	569,659	783,624
特定取引負債	※7 13,451,275	※7 14,271,761
借入金	※2, ※7, ※11 10,318,096	※2, ※7, ※11 10,364,973
外国為替	※2 874,225	※2 745,508
短期社債	523,065	432,073
社債	※7, ※12 6,634,121	※7, ※12 5,922,451
信託勘定借	1,416,725	1,415,364
その他負債	※7 5,956,502	※7 5,151,011
賞与引当金	47,797	49,895
役員賞与引当金	1,057	200
退職給付引当金	81,111	69,474
役員退職慰労引当金	1,534	1,230
ポイント引当金	6,768	8,435
偶発損失引当金	373,439	303,212
特別法上の引当金	1,799	1,727
繰延税金負債	84,706	76,116
再評価に係る繰延税金負債	※9 159,867	※9 158,900
支払承諾	※7 7,539,826	※7 7,337,583
負債の部合計	207,185,831	206,774,267

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
資本金	2,138,487	2,139,378
資本剰余金	2,175,304	2,176,193
利益剰余金	5,602,327	5,798,936
自己株式	△6,544	△6,540
株主資本合計	9,909,575	10,107,968
その他有価証券評価差額金	440,900	345,572
繰延ヘッジ損益	23,904	30,793
土地再評価差額金	※ <sup>9</sup> 161,361	※ <sup>9</sup> 161,355
為替換算調整勘定	△494,155	△430,728
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△48,555	△45,893
その他の包括利益累計額合計	83,454	61,099
新株予約権	7,933	7,850
少数株主持分	1,674,821	1,689,991
純資産の部合計	11,675,784	11,866,909
負債及び純資産の部合計	218,861,616	218,641,177

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
経常収益	2,671,205	2,357,952
資金運用収益	1,161,064	1,124,729
(うち貸出金利息)	750,154	744,668
(うち有価証券利息配当金)	279,986	293,546
信託報酬	49,282	46,066
役務取引等収益	556,909	554,040
特定取引収益	97,357	133,918
その他業務収益	374,991	385,458
その他経常収益	※1 431,599	※1 113,739
経常費用	1,712,561	1,787,903
資金調達費用	253,311	248,496
(うち預金利息)	89,676	89,160
役務取引等費用	82,862	81,631
その他業務費用	113,604	82,546
営業経費	1,026,413	1,054,747
その他経常費用	※2 236,371	※2 320,482
経常利益	958,644	570,048
特別利益	20,116	4,566
固定資産処分益	7,356	2,705
負ののれん発生益	—	339
金融商品取引責任準備金取崩額	441	71
事業分離における移転利益	—	1,450
関連会社株式売却益	12,318	—
特別損失	15,675	31,560
固定資産処分損	5,718	4,932
減損損失	3,990	3,290
持分変動損失	—	23,285
のれん償却額	※3 5,966	—
その他の特別損失	—	51
税金等調整前中間純利益	963,085	543,054
法人税、住民税及び事業税	116,790	39,037
法人税等調整額	92,567	155,715
法人税等合計	209,358	194,753
少数株主損益調整前中間純利益	753,726	348,300
少数株主利益	57,635	57,816
中間純利益	696,091	290,484

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	753,726	348,300
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,788	△96,633
繰延ヘッジ損益	△8,730	7,839
土地再評価差額金	—	△62
為替換算調整勘定	52,134	40,885
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	2,460	1,647
持分法適用会社に対する持分相当額	3,844	23,049
その他の包括利益合計	64,497	△23,274
中間包括利益	818,223	325,026
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	762,282	268,072
少数株主に係る中間包括利益	55,941	56,954

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	2,137,476	2,138,487
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,006	891
当中間期変動額合計	1,006	891
当中間期末残高	2,138,483	2,139,378
資本剰余金		
当期首残高	2,174,287	2,175,304
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,005	889
自己株式の処分	7	△0
当中間期変動額合計	1,012	889
当中間期末残高	2,175,299	2,176,193
利益剰余金		
当期首残高	4,799,668	5,602,327
当中間期変動額		
剰余金の配当	△93,796	△93,817
中間純利益	696,091	290,484
土地再評価差額金の取崩	466	△57
持分法の適用範囲の変動	4,540	—
当中間期変動額合計	607,301	196,609
当中間期末残高	5,406,969	5,798,936
自己株式		
当期首残高	△6,458	△6,544
当中間期変動額		
自己株式の取得	△91	△5
自己株式の処分	16	9
当中間期変動額合計	△74	3
当中間期末残高	△6,533	△6,540

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	9,104,972	9,909,575
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2,011	1,780
剰余金の配当	△93,796	△93,817
中間純利益	696,091	290,484
自己株式の取得	△91	△5
自己株式の処分	24	9
土地再評価差額金の取崩	466	△57
持分法の適用範囲の変動	4,540	—
当中間期変動額合計	609,245	198,393
当中間期末残高	9,714,218	10,107,968
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	90,765	440,900
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	18,259	△95,327
当中間期変動額合計	18,259	△95,327
当中間期末残高	109,025	345,572
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	38,786	23,904
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△9,262	6,888
当中間期変動額合計	△9,262	6,888
当中間期末残高	29,523	30,793
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	141,198	161,361
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△466	△5
当中間期変動額合計	△466	△5
当中間期末残高	140,731	161,355
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高	△392,083	△494,155
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	54,734	63,426
当中間期変動額合計	54,734	63,426
当中間期末残高	△337,349	△430,728

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
<b>米国会計基準適用子会社における年金債務調整額</b>		
当期首残高	△34,691	△48,555
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,460	2,662
当中間期変動額合計	2,460	2,662
当中間期末残高	△32,230	△45,893
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	△156,024	83,454
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	65,725	△22,355
当中間期変動額合計	65,725	△22,355
当中間期末残高	△90,298	61,099
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	7,192	7,933
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△320	△83
当中間期変動額合計	△320	△83
当中間期末残高	6,872	7,850
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	1,858,283	1,674,821
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△154,326	15,170
当中間期変動額合計	△154,326	15,170
当中間期末残高	1,703,957	1,689,991
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	10,814,425	11,675,784
当中間期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,011	1,780
剰余金の配当	△93,796	△93,817
中間純利益	696,091	290,484
自己株式の取得	△91	△5
自己株式の処分	24	9
土地再評価差額金の取崩	466	△57
持分法の適用範囲の変動	4,540	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△88,921	△7,268
当中間期変動額合計	520,324	191,125
当中間期末残高	11,334,750	11,866,909

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	963,085	543,054
減価償却費	117,597	119,097
減損損失	3,990	3,290
のれん償却額	20,779	14,814
負ののれん償却額	△795	△795
負ののれん発生益	—	△339
持分法による投資損益 (△は益)	△321,666	△27,407
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△84,095	△35,027
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,773	1,896
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△325	△876
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,457	△12,555
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△261	△303
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	292	1,666
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△96,175	△70,317
資金運用収益	△1,161,064	△1,124,729
資金調達費用	253,311	248,496
有価証券関係損益 (△)	△124,731	△101,643
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△323	885
為替差損益 (△は益)	918,460	788,234
固定資産処分損益 (△は益)	△1,638	2,227
特定取引資産の純増 (△) 減	△2,574,465	△1,769,021
特定取引負債の純増減 (△)	2,385,767	707,723
約定済未決済特定取引調整額	142,954	348,319
貸出金の純増 (△) 減	527,037	△115,382
預金の純増減 (△)	△2,604,592	167,459
譲渡性預金の純増減 (△)	△778,572	△181,172
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,456,114	37,212
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	234,038	△872,090
コールローン等の純増 (△) 減	△428,760	△288,345
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△1,287,273	△97,799
コールマネー等の純増減 (△)	2,815,618	1,282,611
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	179,771	209,572
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,969,002	△968,632
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△67,842	175,317
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△18,398	△132,300
短期社債 (負債) の純増減 (△)	42,198	△90,992
普通社債発行及び償還による増減 (△)	46,355	△30,313
信託勘定借の純増減 (△)	△53,884	△1,361
資金運用による収入	1,266,227	1,214,159
資金調達による支出	△278,594	△258,060
その他	139,640	141,486
小計	3,595,548	△171,942

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
法人税等の支払額	△83,946	△192,213
法人税等の還付額	6,575	11,842
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,518,177	△352,313
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△102,874,594	△99,129,203
有価証券の売却による収入	93,185,013	88,016,543
有価証券の償還による収入	6,264,473	11,997,468
金銭の信託の増加による支出	△360,810	△276,550
金銭の信託の減少による収入	346,419	324,915
有形固定資産の取得による支出	△44,090	△51,663
無形固定資産の取得による支出	△75,938	△71,755
有形固定資産の売却による収入	8,857	15,928
無形固定資産の売却による収入	8,909	28
事業譲受による支出	—	△1,084
事業譲渡による収入	—	46,717
子会社株式の取得による支出	—	△6,617
子会社株式の売却による収入	—	1,376
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△171
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	794	—
その他	△645	△1,658
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,541,612	864,273
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	66,800	25,500
劣後特約付借入金返済による支出	△62,300	△46,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	280,949	302,409
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△482,181	△984,991
少数株主からの払込みによる収入	756	12
優先株式等の償還等による支出	△120,000	—
配当金の支払額	△93,697	△93,771
少数株主への配当金の支払額	△60,409	△49,519
自己株式の取得による支出	△6	△5
自己株式の売却による収入	1	0
子会社の自己株式の取得による支出	△0	—
その他	3	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△470,084	△846,360
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13,957	△2,514
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△507,476	△336,915
現金及び現金同等物の期首残高	4,919,083	4,486,753
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△0	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 4,411,607	※1 4,149,838

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
(1) 連結子会社	211 社
<p>主要な会社名</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 三菱UFJニコス株式会社</p> <p>(連結の範囲の変更)</p> <p>BTMU Liquidity Reserve Investment Limited他3社は、新規設立等により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p> <p>エム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社他16社は、清算等により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p>	
(2) 非連結子会社	
該当ありません。	
(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称	
<p>投資事業有限責任組合しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ドリームインフィニティ株式会社</p> <p>(子会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	

## 2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	
該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社	57社
主要な会社名 三菱UFJリース株式会社 (持分法適用の範囲の変更) 投資事業有限責任組合愛知中小企業再生ファンド他1社は、清算等により、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲から除いております。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社	
該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社	
該当ありません。	
(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称	
株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ ファルマフロンティア株式会社 株式会社Spring 株式会社レボ・トレーディング 株式会社two-five 株式会社シンクパワー 株式会社テクトム 株式会社エリマキ バイオビジックジャパン株式会社 (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。 株式会社ハイジア (関連会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。	

### 3 連結子会社の間接決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
(1) 連結子会社の間接決算日は次のとおりであります。	
4月末日	1社
6月末日	119社
7月24日	17社
7月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	72社
(2) 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。	
また、その他の連結子会社は、それぞれの間接決算日の財務諸表により連結しております。	
なお、中間連結決算日と上記の間接決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	

#### 4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)				
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>				
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>				
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>				
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更による中間連結損益計算書等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	建物	15年～50年	その他	2年～20年
建物	15年～50年			
その他	2年～20年			
<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>				

当中間連結会計期間  
(自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日)

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は646,789百万円(前連結会計年度末は668,234百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

(A) 過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理

(B) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当社の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパー I C カード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。偶発損失引当金には、将来の利息返還の請求に備えるために過去の返還実績及び最近の返還状況等を勘案して見積もった必要額を含んでおります。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,727百万円(前連結会計年度末は1,799百万円)であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
<p>(14) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p>
<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>(借手側)</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p>
<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は87百万円(前連結会計年度末は260百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は32百万円(前連結会計年度末は318百万円)(同前)であります。</p>

当中間連結会計期間  
(自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日)

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。

(18) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

(20) 在外子会社の会計処理基準

在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。

なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
株式	1,671,153百万円	1,668,753百万円
出資金	30,438百万円	37,445百万円

※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
再担保に差し入れている有価証券	5,854,414百万円	6,078,861百万円
再貸付に供している有価証券	521,381百万円	600,294百万円
当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	2,185,317百万円	2,731,521百万円

手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	1,056,967百万円	919,014百万円

上記のうち、手形の再割引により引き渡した買入外国為替の額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	5,788百万円	5,578百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	37,839百万円	34,458百万円
延滞債権額	1,107,470百万円	1,168,631百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	76,519百万円	65,161百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	642,361百万円	630,835百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	1,864,190百万円	1,899,086百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	13,134百万円	15,584百万円
特定取引資産	153,379百万円	221,480百万円
有価証券	2,871,205百万円	3,734,929百万円
貸出金	5,813,739百万円	4,653,853百万円
その他資産	73,377百万円	99,021百万円
計	8,924,835百万円	8,724,869百万円
担保資産に対応する債務		
預金	175,975百万円	179,511百万円
コールマネー及び売渡手形	530,000百万円	530,000百万円
特定取引負債	80,449百万円	77,444百万円
借入金	7,601,655百万円	7,752,428百万円
社債	36,163百万円	30,608百万円
その他負債	56,191百万円	56,187百万円
支払承諾	467百万円	335百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
現金預け金	1,372百万円	1,396百万円
買入金銭債権	223,731百万円	221,020百万円
特定取引資産	77,052百万円	329,548百万円
有価証券	11,805,979百万円	11,524,414百万円
貸出金	4,121,927百万円	6,108,022百万円

また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
特定取引資産		
特定取引資産	4,085,789百万円	3,652,678百万円
有価証券	9,753,343百万円	9,699,750百万円
計	13,839,133百万円	13,352,429百万円
対応する債務		
売現先勘定	9,912,465百万円	9,113,590百万円
債券貸借取引受入担保金	4,620,925百万円	3,506,983百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	69,406,744百万円	69,918,407百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

国内銀行連結子会社

平成10年3月31日

国内信託銀行連結子会社

平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	1,142,245百万円	1,146,497百万円

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	804,632百万円	784,300百万円

※12 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	3,300,547百万円	2,610,745百万円

※13 のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
のれん	444,264百万円	433,585百万円
負ののれん	25,863百万円	25,067百万円
純額	418,401百万円	408,518百万円

14 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
金銭信託	974,326百万円	937,685百万円

※15 「有価証券」中の社債及びその他の証券のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	1,590,292百万円	1,335,835百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
持分法による投資利益	321,666百万円	27,407百万円
償却債権取立益	31,686百万円	26,917百万円
株式等売却益	25,610百万円	22,543百万円
リース業を営む連結子会社に係る 受取リース料等	12,328百万円	15,293百万円

※2 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
株式等償却	107,267百万円	186,887百万円
貸出金償却	83,200百万円	64,315百万円

※3 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	14,150,894	3,613	—	14,154,508	注1
第1回第五種優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	14,306,895	3,613	—	14,310,509	
自己株式					
普通株式	9,413	198	78	9,533	注2
合計	9,413	198	78	9,533	

- (注) 1 普通株式の増加3,613千株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により発行したものであります。
- 2 普通株式の自己株式の増加198千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したもの、関連会社による株式取得及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少78千株は、単元未満株の買取請求に応じて売却したもの、関連会社による株式売却及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	ストック・オプションとしての新株予約権		—————			6,868	
連結子会社(自己新株予約権)			—————			4 ( — )	
合計			—————			6,872 ( — )	

## 3 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	84,904	6	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第1回第五種優先株式	8,970	57.5	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成23年3月31日	平成23年6月29日

なお、配当金の総額のうち、78百万円は、連結子会社への支払であります。

### (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	84,926	利益剰余金	6	平成23年9月30日	平成23年12月8日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成23年9月30日	平成23年12月8日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成23年9月30日	平成23年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	14,154,534	4,051	—	14,158,585	注1
第1回第五種優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	14,310,535	4,051	—	14,314,586	
自己株式					
普通株式	9,553	14	19	9,549	注2
合計	9,553	14	19	9,549	

（注）1 普通株式の増加4,051千株は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により発行したものであります。

2 普通株式の自己株式の増加14千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少19千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	ストック・オプションとしての新株予約権		—————			7,850	
連結子会社(自己新株予約権)			—————			— ( — )	
合計			—————			7,850 ( — )	

## 3 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	84,926	6	平成24年3月31日	平成24年6月28日
	第1回第五種優先株式	8,970	57.5	平成24年3月31日	平成24年6月28日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成24年3月31日	平成24年6月28日

なお、配当金の総額のうち、78百万円は、連結子会社への支払であります。

### (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月14日 取締役会	普通株式	84,950	利益剰余金	6	平成24年9月30日	平成24年12月7日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成24年9月30日	平成24年12月7日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成24年9月30日	平成24年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金預け金勘定	9,718,507百万円	9,592,463百万円
定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,306,900百万円	△5,442,624百万円
現金及び現金同等物	4,411,607百万円	4,149,838百万円

(リース取引関係)

1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引  
(借手側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	年度末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	25,630	19,127	6,503
無形固定資産	7,150	6,525	625
合計	32,781	25,653	7,128

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間連結会計期間末 残高相当額 (百万円)
有形固定資産	20,626	15,900	4,726
無形固定資産	7,096	6,931	166
合計	27,723	22,831	4,892

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	3,479	2,368
1年超	3,649	2,524
合計	7,128	4,892

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

## (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) (百万円)
支払リース料	5,601	2,063
減価償却費相当額	5,601	2,063

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

## 2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	41,302	37,649
1年超	181,075	235,345
合計	222,377	272,995

(貸手側)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日) (百万円)
1年内	18,443	21,441
1年超	65,900	67,506
合計	84,343	88,948

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	9,036,116	9,036,116	—
(2) コールローン及び買入手形	347,930	347,930	—
(3) 買現先勘定	4,552,860	4,552,860	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	3,256,655	3,256,655	—
(5) 買入金銭債権(*1)	2,954,838	2,992,074	37,236
(6) 特定取引資産	6,571,279	6,571,279	—
(7) 金銭の信託	395,352	395,352	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,465,169	1,458,247	△6,921
その他有価証券	74,526,793	74,526,793	—
(9) 貸出金	84,492,697		
貸倒引当金(*1)	△895,878		
	83,596,819	84,636,788	1,039,969
(10) 外国為替(*1)	1,480,083	1,480,083	—
資産計	188,183,897	189,254,182	1,070,284
(1) 預金	124,789,252	124,851,057	61,805
(2) 譲渡性預金	12,980,617	12,986,395	5,778
(3) コールマネー及び売渡手形	2,809,618	2,809,618	—
(4) 売現先勘定	13,585,846	13,585,846	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	4,978,915	4,978,915	—
(6) コマーシャル・ペーパー	569,659	569,659	—
(7) 特定取引負債	3,212,302	3,212,302	—
(8) 借入金	10,318,096	10,360,252	42,155
(9) 外国為替	874,225	874,225	—
(10) 短期社債	523,065	523,065	—
(11) 社債	6,634,121	6,726,679	92,558
(12) 信託勘定借	1,416,725	1,416,725	—
負債計	182,692,446	182,894,744	202,297
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	176,129	176,129	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(174,245)	(174,245)	—
デリバティブ取引計	1,883	1,883	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	9,592,463	9,592,463	—
(2) コールローン及び買入手形	544,585	544,585	—
(3) 買現先勘定	4,754,272	4,754,272	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	3,360,726	3,360,726	—
(5) 買入金銭債権（*1）	2,987,146	3,032,760	45,613
(6) 特定取引資産	7,193,627	7,193,627	—
(7) 金銭の信託	375,495	375,495	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,254,603	1,253,492	△1,110
その他有価証券	73,804,621	73,804,621	—
(9) 貸出金	84,681,117		
貸倒引当金（*1）	△888,226		
	83,792,891	85,009,315	1,216,424
(10) 外国為替（*1）	1,311,133	1,311,133	—
資産計	188,971,568	190,232,495	1,260,927
(1) 預金	125,085,876	125,119,476	33,600
(2) 譲渡性預金	12,806,292	12,813,256	6,963
(3) コールマネー及び売渡手形	3,561,698	3,561,698	—
(4) 売現先勘定	14,214,631	14,214,631	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	4,012,219	4,012,219	—
(6) コマーシャル・ペーパー	783,624	783,624	—
(7) 特定取引負債	3,037,498	3,037,498	—
(8) 借入金	10,364,973	10,411,520	46,547
(9) 外国為替	745,508	745,508	—
(10) 短期社債	432,073	432,073	—
(11) 社債	5,922,451	6,035,827	113,375
(12) 信託勘定借	1,415,364	1,415,364	—
負債計	182,382,213	182,582,700	200,487
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	216,152	216,152	—
ヘッジ会計が適用されているもの	181,706	181,706	—
デリバティブ取引計	397,858	397,858	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

（\*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

国内外の銀行連結子会社及び信託銀行連結子会社の保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末（連結会計年度末）において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、主要なグループ会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等のうち、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。

#### (10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (7) 特定取引負債

特定取引目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提

示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(12) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
① 非上場株式(*1)(*2)	411,012	372,133
② 組合出資金等(*2)(*3)	158,924	137,988
③ その他(*2)	1,243	1,279
合 計	571,180	511,401

- (\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (\*2) 前連結会計年度において、非上場株式等について13,846百万円減損処理を行っております。当中間連結会計期間において、非上場株式等について3,983百万円減損処理を行っております。
- (\*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	債券	613,745	618,129	4,383
	国債	556,942	561,111	4,168
	地方債	3,530	3,536	6
	社債	53,272	53,480	208
	その他	1,453,321	1,497,794	44,472
	外国債券	594,745	600,016	5,271
	その他	858,576	897,777	39,201
	小計	2,067,067	2,115,923	48,855
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	債券	1,400	1,387	△12
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,400	1,387	△12
	その他	538,546	520,017	△18,528
	外国債券	255,277	238,714	△16,563
	その他	283,268	281,303	△1,964
	小計	539,946	521,405	△18,540
合計		2,607,013	2,637,328	30,314

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	債券	543,487	546,325	2,838
	国債	529,937	532,712	2,774
	地方債	—	—	—
	社債	13,550	13,613	63
	その他	1,637,483	1,688,905	51,422
	外国債券	483,540	487,814	4,274
	その他	1,153,942	1,201,090	47,147
	小計	2,180,971	2,235,231	54,260
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	322,231	313,753	△8,477
	外国債券	227,575	219,352	△8,223
	その他	94,655	94,401	△254
	小計	322,231	313,753	△8,477
合計	2,503,202	2,548,984	45,782	

## 2 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	1,867,281	1,206,244	661,036
	債券	35,131,756	34,900,979	230,777
	国債	31,989,473	31,831,424	158,048
	地方債	180,778	173,027	7,750
	社債	2,961,504	2,896,526	64,977
	その他	15,173,807	14,805,616	368,190
	外国株式	163,802	112,241	51,560
	外国債券	14,013,752	13,734,726	279,026
	その他	996,252	958,649	37,603
	小計	52,172,845	50,912,840	1,260,004
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,466,605	1,805,902	△339,297
	債券	16,435,052	16,448,318	△13,265
	国債	16,016,330	16,019,204	△2,874
	地方債	—	—	—
	社債	418,721	429,113	△10,391
	その他	4,757,218	4,832,600	△75,381
	外国株式	6,522	7,833	△1,311
	外国債券	3,908,194	3,926,552	△18,358
	その他	842,501	898,213	△55,712
	小計	22,658,875	23,086,820	△427,945
合計	74,831,720	73,999,661	832,059	

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は7,616百万円(収益)であります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,359,916	911,746	448,170
	債券	37,664,737	37,388,070	276,666
	国債	34,771,145	34,565,684	205,461
	地方債	195,301	186,791	8,510
	社債	2,698,290	2,635,595	62,695
	その他	17,233,688	16,790,130	443,557
	外国株式	128,128	95,202	32,925
	外国債券	15,370,087	15,025,400	344,687
	その他	1,735,472	1,669,527	65,944
	小計	56,258,342	55,089,947	1,168,394
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,510,389	1,897,003	△386,613
	債券	13,197,430	13,210,136	△12,705
	国債	12,772,899	12,777,348	△4,449
	地方債	—	—	—
	社債	424,531	432,788	△8,256
	その他	3,127,987	3,197,450	△69,462
	外国株式	22,144	23,209	△1,065
	外国債券	2,590,559	2,604,783	△14,224
	その他	515,283	569,456	△54,172
	小計	17,835,808	18,304,589	△468,781
合計	74,094,150	73,394,537	699,613	

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は10,152百万円(収益)であります。

### 3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券及び関連会社株式以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末（連結会計年度末）において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、72,808百万円（うち、株式62,372百万円、債券その他10,435百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、192,634百万円（うち、株式182,860百万円、債券その他9,774百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	331,996	331,829	167	167	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	306,680	306,330	349	352	2

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	728,421
その他有価証券	826,397
その他の金銭の信託	167
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△98,143
繰延税金負債	△295,574
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	432,847
少数株主持分相当額	16,869
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8,817
その他有価証券評価差額金	440,900

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額7,616百万円(収益)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1,954百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	603,896
その他有価証券	691,122
その他の金銭の信託	349
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△87,575
繰延税金負債	△267,370
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	336,525
少数株主持分相当額	17,590
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8,543
その他有価証券評価差額金	345,572

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額10,152百万円(収益)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1,661百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	11,948,875	7,790,276	△33,034	△33,034
		買建	1,748,171	1,106,455	9,870	9,870
	金利オプション	売建	38,113,247	63,864	△5,098	5,474
		買建	20,439,578	63,864	7,014	△4,652
店頭	金利先渡契約	売建	20,304,765	401,362	630	630
		買建	19,184,079	393,575	549	549
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	288,333,918	205,719,417	7,742,125	7,742,125
		受取変動・ 支払固定	276,571,723	195,974,784	△7,481,722	△7,481,722
		受取変動・ 支払変動	40,151,751	30,106,716	75,684	75,684
		受取固定・ 支払固定	779,894	629,075	3,413	3,413
	金利スワップ ション	売建	100,621,990	55,280,006	△1,060,763	△98,456
		買建	93,323,448	53,923,719	922,491	8,033
	その他	売建	5,855,337	4,912,933	△37,939	△14,785
		買建	4,275,871	3,250,019	34,942	14,785
合計			—	—	178,161	227,915

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	10,280,694	7,548,014	△39,358	△39,358
		買建	2,237,702	1,832,049	9,171	9,171
	金利オプション	売建	34,416,046	—	△1,416	1,810
		買建	22,086,390	9,811	1,887	△2,433
店頭	金利先渡契約	売建	26,294,001	780,225	5,823	5,823
		買建	26,127,573	1,008,381	△4,650	△4,650
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	278,314,008	205,493,774	9,102,077	9,102,077
		受取変動・ 支払固定	273,617,347	201,914,571	△8,827,958	△8,827,958
		受取変動・ 支払変動	41,826,191	32,132,342	57,112	57,112
		受取固定・ 支払固定	833,931	681,228	6,465	6,465
	金利スワップ ション	売建	79,285,966	44,511,726	△1,054,015	△195,101
		買建	73,086,838	42,684,547	918,637	96,738
	その他	売建	5,898,034	3,263,958	△38,121	△22,114
		買建	3,980,737	3,290,337	32,468	16,326
合計			—	—	168,124	203,910

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	21,645	—	27	27
		買建	14,970	—	58	58
店頭	通貨スワップ		30,105,149	22,557,065	36,236	36,236
	為替予約	売建	37,178,365	1,295,572	△364,616	△364,616
		買建	34,510,985	1,377,817	261,825	261,825
	通貨オプション	売建	7,991,211	3,895,013	△314,695	△14,722
		買建	7,007,925	3,532,902	405,190	148,565
	合計			—	—	24,026

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	90,398	—	265	265
		買建	18,676	—	72	72
店頭	通貨スワップ		31,348,863	23,710,759	△14,061	△14,061
	為替予約	売建	36,907,960	1,372,446	250,149	250,149
		買建	34,269,270	1,508,792	△285,672	△285,672
	通貨オプション	売建	8,237,976	3,855,169	△215,843	86,570
		買建	7,372,397	3,556,401	316,243	44,261
	合計			—	—	51,155

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	586,123	—	△40,696	△40,696
		買建	112,765	—	2,503	2,503
	株式指数オプション	売建	247,931	85,081	△17,299	957
		買建	328,087	111,035	15,531	△6,555
店頭	有価証券店頭オプション	売建	521,597	383,583	△57,068	△18,894
		買建	408,065	297,978	39,159	12,793
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	121,973	121,150	△1,210	△1,210
		金利受取・株価指数変化率支払	46,530	34,600	4,394	4,394
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	591	—	26	26
		買建	5,783	2,727	65	65
合計			—	—	△54,594	△46,615

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	494,264	—	△1,719	△1,719
		買建	22,039	99	△182	△182
	株式指数オプション	売建	252,282	114,147	△15,433	6,210
		買建	387,212	129,510	15,741	△10,213
店頭	有価証券店頭オプション	売建	592,747	430,676	△52,681	△17,486
		買建	404,968	313,921	30,953	5,644
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	121,193	120,950	△3,352	△3,352
		金利受取・株価指数変化率支払	47,300	45,920	8,299	8,299
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	526	—	10	10
		買建	5,386	529	△47	△47
合計			—	—	△18,411	△12,836

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	1,102,298	42,559	△1,104	△1,104
		買建	1,104,142	6,302	2,074	2,074
	債券先物 オプション	売建	881,181	40,288	△2,393	△343
		買建	822,718	28,808	1,836	△1,907
店頭	債券店頭 オプション	売建	137,494	—	△57	1,171
		買建	44,790	—	17	△52
	債券先渡契約	売建	82,190	—	△391	△391
		買建	152,051	—	△424	△424
	債券店頭 スワップ	受取固定・ 支払変動	3,300	3,300	287	287
		受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	53	53
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△2,844	△2,844
		受取固定・ 支払固定	10,300	10,300	835	835
合計			—	—	△2,112	△2,648

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	978,976	107,461	△1,714	△1,714
		買建	861,775	64,110	1,383	1,383
	債券先物 オプション	売建	1,147,010	189,608	△1,723	2,497
		買建	672,009	152,367	2,000	△2,599
店頭	債券店頭 オプション	売建	264,008	—	△1,230	927
		買建	184,232	—	582	△636
	債券先渡契約	売建	84,396	—	△457	△457
		買建	204,533	—	1,895	1,895
	債券店頭 スワップ	受取固定・ 支払変動	3,300	3,300	303	303
		受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	104	104
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△2,426	△2,426
		受取固定・ 支払固定	11,300	11,300	892	892
合計			—	—	△390	168

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	77,319	14,474	6,132	6,132
		買建	173,725	64,082	△7,949	△7,949
	商品オプション	売建	86,782	9,949	△5,185	△2,984
		買建	80,567	8,790	5,207	2,534
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	323,139	181,301	△42,761	△42,761
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	193,768	119,175	68,590	68,590
	商品オプション	売建	405,626	204,613	△21,609	△12,306
		買建	419,559	219,924	21,494	11,323
合計			—	—	23,919	22,579

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	48,695	13,253	5,458	5,458
		買建	186,127	77,421	△17,741	△17,741
	商品オプション	売建	96,530	15,100	△5,250	△2,758
		買建	91,782	13,624	6,043	2,912
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	404,170	191,234	△16,119	△16,119
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	220,740	116,646	44,476	44,476
	商品オプション	売建	442,864	207,456	△15,887	△7,155
		買建	442,289	215,647	16,316	7,053
合計			—	—	17,294	16,124

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,241,409	2,266,065	△4,006	△3,959
		買建	3,276,871	2,295,567	10,796	10,732
合計			—	—	6,789	6,773

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,446,563	2,539,787	△67,853	△67,853
		買建	3,512,387	2,647,638	66,260	66,260
	トータル・レー ト・オブ・リタ ーン・スワップ	売建	—	—	—	—
		買建	1,194	—	△9	△9
合計			—	—	△1,602	△1,602

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7) その他

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震 デリバティブ	売建	4,282	—	△178	△178
		買建	4,282	—	53	53
合計			—	—	△125	△125

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震 デリバティブ	売建	11,317	7,000	△581	△208
		買建	11,317	7,000	537	164
	SVF Wrap Products	売建	424,331	424,331	△0	△0
		買建	—	—	—	—
	その他	売建	—	—	—	—
		買建	1,358	1,358	25	25
合計			—	—	△18	△18

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

3 SVF Wrap Productsは、401(k)等投資家の運用先であるStable Value Fundに対して、国内銀行連結子会社が上記投資家への元本払い出しを保証するデリバティブ商品であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプション等にかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)
営業経費	2,019	2,453

2 スtock・オプション等にかかる当初の資産計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)
現金預け金	4	—

3 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	平成23年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	16
	当社監査役	5
	当社執行役員	43
	子会社役員、執行役員	189
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	8,323,100
付与日	平成23年7月20日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成23年6月29日 至 平成24年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成23年7月20日 至 平成53年7月19日	
権利行使価格(円)		1
付与日における公正な評価単価(円)		337

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	平成24年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	17
	当社監査役	5
	当社執行役員	45
	子会社役員、執行役員、 シニアフェロー	194
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	8,373,600
付与日	平成24年7月18日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成24年6月28日 至 平成25年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成24年7月18日 至 平成54年7月17日	
権利行使価格(円)		1
付与日における公正な評価単価(円)		331

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加え、トップクラスのカード会社・消費者金融会社等を擁し、本格的な総合金融サービスを展開しております。また、リテール・法人・国際・受託財産を主要4事業とする連結事業本部制度を導入し、業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開しております。

当社グループは傘下の各エンティティと連結事業本部を基礎とする複数のセグメント区分を有するマトリクス組織を採用することから、将来のキャッシュ・フロー予測を適切に評価いただくため、異なる業界・規制環境下にある以下の主要エンティティ(連結ベース)を報告セグメントとしております。

㈱三菱東京UFJ銀行：銀行業務

三菱UFJ信託銀行㈱：銀行業務・信託業務

三菱UFJ証券ホールディングス㈱：証券業務

コンシューマーファイナンス子会社：クレジットカード業務・貸金業務

なお、連結事業本部に基づく事業部門別収益状況は、「第2 [事業の状況] 3 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (3) 事業部門別収益」をご参照ください。

(注) コンシューマーファイナンス子会社には、三菱UFJニコス㈱及びアコム㈱が含まれております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載方法と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

### 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行㈱	三菱UFJ証券ホールディングス㈱	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
経常収益	1,714,655	319,206	184,617	248,320	202,356	2,669,156	2,049	2,671,205
うち資金運用収益	910,091	110,906	35,213	124,536	190,247	1,370,994	△209,930	1,161,064
うち持分法投資利益	4,320	1,633	19,745	38	—	25,738	295,927	321,666
うち負ののれん償却額	—	58	—	—	—	58	737	795
外部顧客に対する経常収益	1,667,242	307,040	162,000	231,722	303,199	2,671,205	—	2,671,205
セグメント間の内部経常収益等	47,413	12,165	22,617	16,597	△100,843	△2,049	2,049	—
セグメント利益	325,944	47,761	16,353	42,109	173,592	605,761	90,329	696,091
セグメント資産	169,385,245	26,028,298	24,373,605	4,116,104	12,377,762	236,281,016	△20,333,843	215,947,173
その他の項目								
減価償却費	76,025	19,232	8,725	10,650	551	115,184	2,412	117,597
のれんの償却額	7,292	108	130	712	—	8,242	6,569	14,812
資金調達費用	174,763	36,238	37,352	16,253	20,591	285,200	△31,889	253,311
特別利益	2,706	4,651	12,719	1,251	5,388	26,717	△6,600	20,116
特別損失	7,019	1,375	1,830	883	3	11,112	4,563	15,675
うち固定資産の減損損失	2,560	1,233	177	19	—	3,990	—	3,990
税金費用	175,884	24,892	1,554	3,000	2,431	207,763	1,594	209,358
のれんの未償却残高	234,929	4,205	570	11,701	—	251,407	178,802	430,209
持分法適用会社への投資額	205,470	68,812	308,630	361	813,132	1,396,407	298,917	1,695,324
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	78,630	53,899	12,779	5,797	547	151,654	—	151,654

(注) 1 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、経常収益、資金運用収益、資金調達費用を各々記載しております。

2 「その他」には、当社等が含まれております。

3 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金159,628百万円が含まれております。

4 資金運用収益の調整額には、当社が計上した関係会社からの受取配当金の消去が含まれております。

5 持分法投資利益の調整額には、モルガン・スタンレーの持分法適用に伴う負ののれんの影響額290,644百万円が含まれております。

6 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等△182,486百万円及び各セグメントに配分していない持分法投資損益・のれん及び負ののれん償却額・税金費用・少数株主損益272,815百万円が含まれております。

7 セグメント資産の調整額は、主にセグメント間の債権債務消去です。

8 のれんの償却額の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

9 特別利益及び特別損失の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していないのれん償却額が含まれております。

10 のれんの未償却残高の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

11 セグメント利益は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行㈱	三菱UFJ証券ホールディングス㈱	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
経常収益	1,710,908	298,990	176,826	231,058	147,350	2,565,133	△207,181	2,357,952
うち資金運用収益	907,747	106,328	20,169	105,937	135,637	1,275,820	△151,091	1,124,729
うち持分法投資利益	6,028	1,276	12,007	56	—	19,369	8,038	27,407
うち負ののれん償却額	—	—	—	—	—	—	795	795
外部顧客に対する経常収益	1,670,171	288,651	160,498	224,284	14,345	2,357,952	—	2,357,952
セグメント間の内部経常収益等	40,736	10,338	16,327	6,774	133,005	207,181	△207,181	—
セグメント利益	227,569	40,798	18,017	40,394	119,343	446,122	△155,638	290,484
セグメント資産	169,554,150	28,047,282	24,929,011	3,985,885	12,156,724	238,673,054	△20,031,877	218,641,177
その他の項目								
減価償却費	81,703	18,252	6,974	9,363	571	116,865	2,232	119,097
のれんの償却額	7,132	108	—	1,057	—	8,297	6,517	14,814
資金調達費用	189,995	33,877	23,013	15,568	15,534	277,989	△29,492	248,496
特別利益	2,005	269	355	3,272	454	6,356	△1,790	4,566
うち負ののれん発生益	—	—	—	339	—	339	—	339
特別損失	6,388	490	1,469	141	2	8,492	23,068	31,560
うち固定資産の減損損失	2,020	211	1,057	—	—	3,290	—	3,290
税金費用	179,519	10,633	△190	3,624	296	193,883	869	194,753
のれんの未償却残高	222,366	3,989	—	12,450	—	238,806	169,711	408,518
持分法適用会社への投資額	205,823	110,623	275,086	232	813,138	1,404,904	301,294	1,706,198
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	102,078	8,372	5,388	10,138	1,171	127,150	—	127,150

(注) 1 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、経常収益、資金運用収益、資金調達費用を各々記載しております。

2 「その他」には、当社等が含まれております。

3 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金107,556百万円が含まれております。

4 資金運用収益の調整額には、当社が計上した関係会社からの受取配当金の消去が含まれております。

5 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等145,769百万円及び各セグメントに配分していない持分法投資損益・のれん及び負ののれん償却額・税金費用・少数株主損益9,868百万円が含まれております。

6 セグメント資産の調整額は、主にセグメント間の債権債務消去です。

7 のれんの償却額の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

8 特別利益及び特別損失の調整額には、持分変動損失が含まれております。

9 のれんの未償却残高の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

10 セグメント利益は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

### 1 サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州・中近東	アジア・オセアニア	その他	合計
1,836,818	549,195	120,413	154,813	9,964	2,671,205

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当社グループ拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
1,129,140	196,037	15,541	1,340,719

### 3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

### 1 サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州・中近東	アジア・オセアニア	その他	合計
1,777,625	256,395	119,115	190,198	14,617	2,357,952

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当社グループ拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
1,112,536	222,364	17,262	1,352,163

### 3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額		678円24銭	690円51銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	11,675,784	11,866,909
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	2,081,991	2,096,812
うち優先株式	百万円	390,001	390,001
うち優先配当額	百万円	9,235	8,970
うち新株予約権	百万円	7,933	7,850
うち少数株主持分	百万円	1,674,821	1,689,991
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	9,593,793	9,770,096
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数	千株	14,144,980	14,149,036

## 2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額		48円58銭	19円89銭
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	696,091	290,484
普通株主に帰属しない金額	百万円	8,970	8,970
うち優先配当額	百万円	8,970	8,970
普通株式に係る中間純利益	百万円	687,121	281,514
普通株式の中間期中平均株式数	千株	14,143,389	14,147,400
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額		48円51銭	19円84銭
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	△301	△395
うち優先配当額	百万円	0	0
うち連結子会社等の潜在株式 による調整額	百万円	△301	△395
普通株式増加数	千株	14,259	18,500
うち優先株式	千株	1	1
うち新株予約権	千株	14,258	18,498

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成18年3月31日</li> <li>・行使期限 平成24年6月30日</li> <li>・権利行使価格 1,636円</li> <li>・当初付与個数 1,438個</li> <li>・平成23年9月末現在個数 790個</li> </ul> <p>株式会社福寅</p> <p>第1回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成22年3月24日</li> <li>・行使期限 平成26年3月24日</li> <li>・権利行使価格 12,000円</li> <li>・当初付与個数 9,830個</li> <li>・平成23年9月末現在個数 9,830個</li> </ul> <p>第2回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成22年3月24日</li> <li>・行使期限 平成26年3月24日</li> <li>・権利行使価格 12,000円</li> <li>・当初付与個数 2,540個</li> <li>・平成23年9月末現在個数 2,540個</li> </ul>	<p>持分法適用関連会社の発行する 新株予約権</p> <p>Morgan Stanley ストック・オプション等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年6月末現在個数 58百万個</li> </ul>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,631	15,553
有価証券	121,800	129,800
その他	57,206	26,989
流動資産合計	189,638	172,342
固定資産		
有形固定資産	※1 99	※1 87
無形固定資産	3,091	3,235
投資その他の資産	10,726,127	10,708,509
関係会社株式	10,725,815	10,708,159
その他	312	349
固定資産合計	10,729,318	10,711,833
資産合計	10,918,957	10,884,175
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	1,849,071	1,791,157
リース債務	12	12
未払法人税等	112	1
引当金	403	342
その他	6,745	6,774
流動負債合計	1,856,345	1,798,288
固定負債		
社債	※3 380,500	※3 380,500
長期借入金	※2 3,402	※2 3,268
リース債務	16	9
その他	10,869	19,009
固定負債合計	394,788	402,787
負債合計	2,251,134	2,201,076

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,138,487	2,139,378
資本剰余金		
資本準備金	2,138,503	2,139,392
その他資本剰余金	1,860,006	1,860,006
資本剰余金合計	3,998,509	3,999,398
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	150,000	150,000
繰越利益剰余金	2,367,003	2,365,829
利益剰余金合計	2,517,003	2,515,829
自己株式	△46	△51
株主資本合計	8,653,954	8,654,556
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	5,935	20,692
評価・換算差額等合計	5,935	20,692
新株予約権	7,933	7,850
純資産合計	8,667,823	8,683,099
負債純資産合計	10,918,957	10,884,175

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
営業収益	160,243	108,377
営業費用	※3 7,737	※3 8,482
営業利益	152,505	99,894
営業外収益	※1 8,220	※1 8,051
営業外費用	※2 20,660	※2 15,385
経常利益	140,065	92,560
特別利益	5,388	454
特別損失	0	2
税引前中間純利益	145,453	93,011
法人税、住民税及び事業税	206	277
法人税等調整額	2,203	11
法人税等合計	2,410	289
中間純利益	143,043	92,722

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	2,137,476	2,138,487
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,006	891
当中間期変動額合計	1,006	891
当中間期末残高	2,138,483	2,139,378
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,137,493	2,138,503
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,005	889
当中間期変動額合計	1,005	889
当中間期末残高	2,138,498	2,139,392
その他資本剰余金		
当期首残高	1,860,006	1,860,006
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	1,860,006	1,860,006
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	150,000	150,000
当中間期末残高	150,000	150,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,316,337	2,367,003
当中間期変動額		
剰余金の配当	△93,874	△93,896
中間純利益	143,043	92,722
当中間期変動額合計	49,168	△1,173
当中間期末残高	2,365,505	2,365,829
自己株式		
当期首残高	△37	△46
当中間期変動額		
自己株式の取得	△6	△5
自己株式の処分	1	0
当中間期変動額合計	△4	△4
当中間期末残高	△41	△51

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	8,601,276	8,653,954
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2,011	1,780
剰余金の配当	△93,874	△93,896
中間純利益	143,043	92,722
自己株式の取得	△6	△5
自己株式の処分	1	0
当中間期変動額合計	51,175	602
当中間期末残高	8,652,452	8,654,556
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,257	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△4,257	—
当中間期変動額合計	△4,257	—
当中間期末残高	—	—
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	—	5,935
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	21,887	14,757
当中間期変動額合計	21,887	14,757
当中間期末残高	21,887	20,692
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	7,188	7,933
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△320	△83
当中間期変動額合計	△320	△83
当中間期末残高	6,868	7,850
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	8,612,722	8,667,823
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2,011	1,780
剰余金の配当	△93,874	△93,896
中間純利益	143,043	92,722
自己株式の取得	△6	△5
自己株式の処分	1	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	17,310	14,673
当中間期変動額合計	68,486	15,276
当中間期末残高	8,681,208	8,683,099

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券のうち預金と同様の性格を有するものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10年～15年</p> <p>器具及び備品 2年～8年</p> <p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更による中間損益計算書等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
5 ヘッジ会計の方法	<p>外貨建関連会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。</p>
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
541百万円	568百万円

※2 長期借入金は、全額が他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

※3 社債は、全額が劣後特約付社債であります。

4 保証債務等

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)												
<p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">150,639百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">189,037百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">82,350百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	189,037百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	82,350百万円	<p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">121,865百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">178,480百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">75,180百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	178,480百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	75,180百万円
保証先	発行額												
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	189,037百万円												
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	82,350百万円												
保証先	発行額												
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	178,480百万円												
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	75,180百万円												

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
受取配当金	7,762百万円	7,762百万円

※2 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
支払利息	12,611百万円	7,581百万円
社債利息	7,829百万円	7,802百万円

※3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	48百万円	35百万円
無形固定資産	378百万円	445百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	83	15	4	94

- (注) 1. 普通株式の増加15千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したものであります。  
2. 普通株式の減少4千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したものであります。

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	108	14	1	121

- (注) 1. 普通株式の増加14千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したものであります。  
2. 普通株式の減少1千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したものであります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	33	33
1年超	49	32
合計	83	66

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	90,074	108,854	18,780
関連会社株式	765,509	730,888	△34,620
合計	855,583	839,743	△15,839

当中間会計期間(平成24年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	90,074	116,861	26,786
関連会社株式	765,509	591,208	△174,300
合計	855,583	708,070	△147,513

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
子会社株式	9,823,192	9,805,537
関連会社株式	47,039	47,039
合計	9,870,231	9,852,576

これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額		9円47銭	5円91銭
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	143,043	92,722
普通株主に帰属しない金額	百万円	8,970	8,970
うち優先配当額	百万円	8,970	8,970
普通株式に係る中間純利益	百万円	134,073	83,752
普通株式の期中平均株式数	千株	14,152,817	14,156,828
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額		9円46銭	5円90銭
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	0	0
うち優先配当額	百万円	0	0
普通株式増加数	千株	14,259	18,500
うち優先株式	千株	1	1
うち新株予約権	千株	14,258	18,498
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成24年11月14日開催の取締役会において、当社定款第14条及び第50条の規定に基づき、第8期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	93,920百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	6円
優先株式	
第1回第五種優先株式	57円50銭
第十一種優先株式	2円65銭
効力発生日及び支払開始日	平成24年12月7日(金)

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口誠之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園生裕之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口誠之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園生裕之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年11月29日

**【会社名】** 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

**【英訳名】** Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 永 易 克 典

**【最高財務責任者の役職氏名】** 専務取締役 結 城 泰 平

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永易克典及び当社最高財務責任者結城泰平は、当社の第8期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

## 2 【特記事項】

当社は、平成24年11月27日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。